

V 受験資格等に関するQ & A

1 受験地に関すること

	質 問	回 答
(1)	千葉県に住んでいますが、現在は埼玉県内の病院で看護師として働いています。受験地は千葉県と埼玉県のどちらになりますか。	試験申込日時点で受験資格対象となる国家資格に基づく業務を埼玉県で行っているため、埼玉県が受験地となります。 ただし、受験申込日時点で無職または受験資格に該当する業務に従事していない場合は、住所地が受験地となります。
(2)	栄養士として東京都内にある派遣会社に登録し、千葉県内の病院に派遣され入院患者の栄養管理業務をしています。受験地は東京都と千葉県のどちらになりますか。	勤務地が千葉県であり、国家資格に基づく業務を千葉県で行っているため、千葉県が受験地となります。

2 実務経験に関すること

	質 問	回 答
(3)	受験資格要件である「5年かつ900日以上」の定義を教えてください。	国家資格証に記載されている登録日を起算日として当該国家資格に基づいて要援助者に対する直接的な対人援助業務を行った期間が5年以上で、なおかつ従事日数が900日以上あることが要件となります。 ※5年以上の従事期間と900日以上の日数の両方を満たす必要があります。
(4)	いつまでに「5年かつ900日以上」の受験資格要件を満たせばよいですか。	介護支援専門員の受験資格要件は試験日の前日までに満たす必要があります。 ※今年度の場合は、 10月10日 までに資格要件を満たすことが必要です。
(5)	保健師として平成29年4月1日～令和4年3月31日まで常勤で働きましたが、保健師免許登録日は平成29年4月6日です。この場合の実務経験年数はどうなりますか。	国家資格証の登録日から実務経験の起算日となるため4年11か月の勤務期間となります。
(6)	看護師として4年間病棟で看護業務を行った後、病理研究室で研究員として5年勤務しています。	研究職は直接対人援助業務でないため実務経験に算入できません ※勤務経験は、国家資格に基づいた要援助者への直接的な対人援助業務を行った期間が対象となります。
(7)	栄養士ですが、保育園で園児や保護者向けに栄養指導を行ったり、献立を考えています。	園児や保護者向けに栄養指導を行うことは、資格に基づく直接的な対人援助になるため実務経験に算入できます。 献立を考えるというところは、直接的な対人援助にはならないため、実務経験には算入できません。 ※園児や保護者向けに栄養指導を行った期間と日数のみが実務経験として算入できます。
(8)	デイサービスの生活相談員です。介護福祉士を取得していますが、実務経験に算入できますか。	介護福祉士の国家資格を有していれば実務経験として算入できます。 ただし、国家資格を有しておらず、デイサービスの生活相談員業務のみである場合は、実務経験に算入することはできません。
(9)	社会福祉士として相談業務を4年3か月、精神保健福祉士として精神科病院で相談業務を2年行いました。2つの国家資格を合算することはできますか。	どちらも直接的な対人援助を行っているため、期間と日数を合算して含めることが可能です。 試験申込み時には、それぞれの国家資格証(写)を提出してください。

	質 問	回 答
(10)	複数の訪問介護事業者で介護福祉士として勤務しています。業務期間及び従事日数はどのように計算するのでしょうか。	同一の期間内に複数の事業所で勤務している場合は、重複している業務期間は合算できませんが、従事日数については算入することができます。 ただし、1日に2か所の事業所で勤務している場合、その日の従事日数はどちらか1か所の事業所に1日分のみ算入することになります。実際には、実務経験証明書に加えて、指定の「従事日数内訳証明書」(P.63)で証明を受け、重複しないように勤務日を確定してください。
(11)	サービス付き高齢者向け住宅やグループホームなどで介護福祉士として働いていましたが、実務経験に含めることはできますか。	提出された実務経験証明書の内容で判断することになります。業務内容によって本会からの聞き取りや追加の提出書類を求められることがあります。
(12)	勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合は、どうすればよいですか。 また、発行できないときは、令和7年度以前に作成された「実務経験証明書」でも認められますか。	令和8年度実務経験証明書で資格審査を行うため、事業所が廃業しても法人が存続していれば、実務経験証明書の発行を依頼してください。 原則として、実務経験証明書の提出が不可能な場合は、当該期間を実務経験として算入することはできません。また、令和7年度以前の実務経験証明書の様式を使用することは認められません。 ただし、当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明してもらえる場合や、勤務実績が確認できる書類を提出できる場合は、実務経験として算入可能になる場合があります。 詳細は、試験申込前に千葉県社会福祉協議会 社会福祉研修センターまでお問い合わせください。
(13)	産前産後休業と育児休暇を取得していますが、その期間中は実務経験に含まれますか。	産前産後休業及び労働災害休業は業務従事期間に算入することができますが、業務従事日数については、実働した日のみになりますのでご注意ください。 育児休暇、病気休暇、介護休暇の期間は、業務従事期間には含まれません。 (例)育休 令和4年5月1日～令和5年4月30日 (この1年間は実務経験に算入できません)

3 提出書類に関すること

	質 問	回 答
(14)	准看護師の合格通知はありますが免許証が見つかりません。	合格通知ではなく、免許証が必要です。 保健所等に問い合わせる等再取得の手続きをしてください。 申し込みの際は、再発行手続きの証明書(写し)を添付し、免許証が届き次第、その写しを簡易書留で郵送してください。
(15)	看護師免許の裏に登録日付が書いてあります。	裏書がある場合は、両面コピーする などして、必ずその部分の写しを提出してください。
(16)	結婚して苗字が変わりましたが国家資格証の氏名の変更をしていません。	以前の氏名の免許証の写しと戸籍抄本(原本/試験申込前6か月以内発行のもの)を提出してください。
(17)	介護福祉士として特別養護老人ホームで3年間従事した後、同一法人の内部異動により生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。実務経験証明書は2枚必要ですか。	同一法人で複数の施設を異動している場合、あるいは同一施設で職種変更があった場合は、実務経験証明書の備考欄にその職務の期間、職務内容を記載してあれば1枚の実務経験証明書でかまいません(実務経験の証明者が理事長であれば一枚の証明書で結構ですが、施設長であった場合はそれぞれの施設での証明書が必要です)。 備考欄に収まらない場合は、別紙(様式は問いません)に記入をし、提出してください。
(18)	自分で診療所を開設していますが、実務経験証明書はどうすればよいですか。	実務経験証明書に加えて、保健所等が発行する開設証明書の写し等が必要となります。 ※試験案内P.71の開設証明書を使用すること。

	質 問	回 答
(19)	戸籍抄本等の有効期間はいつまでですか。	試験申込前6か月以内発行のものを提出してください。
(20)	現在も勤務中です。実務経験はいつまで証明することができますか。	実務経験証明書の証明日までが業務従事期間となります。
(21)	実務経験証明書は、施設長と理事長のどちらに記載してもらうほうがよいですか。	法人の場合は、証明者が被証明者の業務内容等を理解・把握しており、かつ証明権限を有する方であれば、証明者はどちらでもかまいません。
(22)	以前の勤務先で5年かつ900日以上の実務経験があります。現在の勤務先からも実務経験証明書をもらう必要がありますか。	以前の勤務先の証明だけで受験資格を満たしている場合は、現在の勤務先から実務経験証明書をもらう必要はありません。
(23)	実務経験証明書等に不備がありました。指定された期間までに再提出が間に合わない場合はどうなりますか。	試験申込みに必要な書類が整っていませんので申込書を受取することはできません。

4 過去に受験したことがある方について

	質 問	回 答
(24)	昨年度東京都で受験しましたが今年の4月に転勤となり、現在千葉県内の訪問介護事業所で働いています。昨年度の東京都の試験結果通知書を提出することで、実務経験証明書の提出を省略することができますか。	千葉県以外で受験した際の試験結果通知書では、実務経験証明書の提出を省略することはできません。改めて千葉県様式の実務経験証明書を提出してください。
(25)	令和4年度の試験結果通知書で受験したいのですが、実務経験証明書の提出は省略できますか。	令和4年度の試験結果通知書では、実務経験証明書の提出を省略することはできません。(令和5年度～7年度試験の結果通知書が省略受験の対象)
(26)	昨年度の試験結果通知書(不合格通知書)で受験したいのですが、住所が変更になりました。	住民票など住所変更の経緯がわかる公的書類を提出してください。